

委託契約におけるスライド条項の
運用に関する基準

令和7年4月1日

埼 玉 県 総 務 部 入 札 課

本基準の取扱いについて

本基準は、委託契約における賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更にかかる条項（以下「スライド条項」という。）に関する、スライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等について、本県の運用の考え方を整理したものである。

埼玉県が発注する委託契約で、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更条項（以下、「スライド条項」という。）を定めた契約において、スライド条項の定めにより、契約金額が変更となる変更契約の取扱いについては、以下のとおりとする。

なお、発注者及び受注者は、当該契約金額の変更に関して相互に十分な協議を行うとともに、賃金水準等の変動により契約金額が増額された場合、受注者は賃金の引き上げや再委託業者との間で既に締結している契約金額の見直しなどについて、適切に対応するものとする。

1 定義

(1) スライド

業務の履行期間内の日本国内における急激なインフレーション又はデフレーションに伴い契約金額を変更することをいう。

(2) 請求日

スライドの可能性があり、発注者又は受注者が契約金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を書面により提出した日とする。

(3) 基準日

ア 請求日を基本とし、出来形を確認する日とする。

イ 上記により難しい場合は、請求日から起算して1か月以内で発注者が受注者の意見を聴いて定める日とすることができる。

(4) スライド額協議開始日

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者へ書面により通知する。ただし、発注者が7日以内に協議開始日を通知しない場合には、受注者は、協議開始日を定め、発注者へ通知することができる。

(5) 残履行期間

基準日以降の履行期限までの業務期間とする。

(6) 契約数量

契約書に記載された業務量や材料等の数量に加え、契約書に記載された事項から当該費用に係る数量が算出できる場合も含む。

(7) 出来形数量

「6 出来形数量の確認」に規定する基準日における提供済み役務とその役務に係る現場搬入済み材料等に係る契約数量とする。

(8) スライド額

スライド条項の定めによる契約金額の変更契約の対象となる額とする。

(9) 賃金水準の変更

予定価格の算定時に適用した、国又は県が定めた労務単価を改定することをいう。

(10) 積算単価

労務単価、材料単価など、予定価格の算定やスライド額の算出に適用する単価の総称。見積内容や契約書に記載された事項から算出できる単価を含む。

2 適用対象業務

(1) スライドの適用対象業務は、次の全てに該当する業務とする。

ア 埼玉県が作成する競争入札参加資格者名簿の「土木施設維持管理業務」「建築物管理業務」「給食業務」とし、当初契約でスライド条項を定めたものとする。ただし、その他の業務であっても、発注者が必要と判断し、かつ任意の日（基準日を想定）において、契約数量について未着手分と完了分が明確に確認できる業務については、当初契約でスライド条項を定めることにより対象とすることができる。

イ 残履行期間が基準日から2か月以上残っていること

ウ 賃金又は物価の変動後の発注者の積算による変動後残契約金額と変動前残契約金額の差額が、変動前残契約金額の1/100を超えていること

※ 指定管理業務は委託契約ではないため、本基準の適用とはならない。

- (2) 発注者又は受注者は、スライド協議の請求に先立ち、スライドの適用対象業務の事前確認を、3(3)ウに示す請求可能日以降に行うものとする。
- (3) 長期継続契約を締結しているものについては、このスライド条項による変更は、平成25年3月27日付け通達入執第1694号「埼玉県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について(依命通達)」第2、2(1)組織の統廃合等やむを得ない理由に該当するものとする。

3 スライド条項の明記

- (1) 2(1)アに該当する業務とするには、当初契約にスライド条項を定めることが必要であるため、入札時の公告文等により対象であることを明記すること。

入札公告文等には、下記(2)の契約書を(案)として添付すること。

入札時の契約書(案)にスライド条項が定めてあるか否かで入札参加者の入札額に影響する可能性があるため、当初契約でスライド条項を定めていない場合は、変更契約で追加することはできない。

〈入札公告文の記載例〉

- ・埼玉県業務委託一般競争入札執行要綱 様式第1号
- ・埼玉県業務委託一般競争入札(事後審査型)執行要綱 様式第1号

18 その他	(●)本業務委託は、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更条項(スライド条項)を適用する契約である。
--------	---

※ 指名通知書及び見積依頼通知書には、同様の内容を記載すること。

- (2) 契約書には、以下のスライド条項を定めることとし、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更に関する特約条項(別紙3)を添付することとする。ただし、他に同趣旨の条項がある場合は、重複してはならない。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第〇条 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更に関する特約条項に基づき、契約金額の変更を請求することができる。

- (3) スライド協議の対象費用、物価指数等及び請求可能時期については、以下のとおりとし、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更に関する特約条項(別紙3)に明記すること。

ア スライド協議の対象費用

以下の(ア)及び(イ)の費用のうち、スライド額の算出方法について(別紙1)によりスライド額が算出できるものとする。

(ア) 以下の全てを満たす費用

- ・契約書にスライド協議の対象とする費用に係る契約数量が明記されている。
- ・予定価格の算定時に当該費用ごとに金額が算出されている。ただし、見積額を参考とした場合は、次により算出する。
当該費用 = (予定価格/参考とした見積額 × 当該費用に係る見積額の内訳金額)
- ・任意の日(基準日を想定)において契約数量について未着手分と完了分に分けて確認できる。

(イ) 予定価格の算定時に、(ア)の費用に対する割合で計上した諸経費等の費用

イ 物価指数等

以下のいずれかの変動率とする。ただし、予定価格の算定時において最新ではない単価を使用(見積額の場合は、有効期限外の見積を参考使用)した場合は、物価指数等と

することはできない。

- (ア) スライド額の算出に使用する積算単価の変動率を物価指数とすることを基本とする。
- (イ) 予定価格の算定に係る積算単価が見積の場合は、再見積を基本とする。再見積先は受注者以外も2者以上徴取し、賃金又は物価の変動について客観的に判断すること。なお、受注者以外の再見積先は、当初に見積提出をした者に限らない。また、スライド協議時に、再見積の徴取について協力を得ることができなかった場合は、受注者と協議し、国又は県等の統計調査等の変動率によることとすることができる。
- (ウ) 予定価格の算定に係る積算単価が見積の場合に、受注者以外の2者以上からの再見積の徴取について協力を得ることが難しい場合や当初見積時に見積を業務の特殊性などから1者のみからの徴取により予定価格の算出を行った場合は、国又は県等の統計調査等の変動率によることとする。
- (エ) 国又は県等の統計調査等の結果を使用して積算単価とした場合は、国又は県等の統計調査等の変動率によることとする。

※国又は県等の統計調査等の変動率の例

労務費：毎月勤労統計調査（埼玉県）所定内給与（事業所規模5人以上、調査産業計）の変動率

材料費：企業物価指数（日本銀行） 総平均の指数

労務費と材料費が混在：企業向けサービス価格指数（日本銀行） 総平均の指数

ウ 請求可能時期

物価指数等に基づき、以下のいずれかとする。

- (ア) 予定価格の算定に当たり国又は県が定めた労務単価を使用した場合は、賃金水準の変更の日以降とする。
- (イ) 予定価格の算定に係る積算単価が見積の場合は、採用した見積の有効期間が終了した日以降とする。なお、複数の見積を使用して算定した場合は使用した見積の中で最も終期の早い有効期間が終了した日以降とする。
- (ウ) 国又は県等の統計調査等の結果を使用して積算単価とした場合は、当初契約締結日から12か月経過した日以降とする。

4 予算措置について

補正予算が必要となった場合の変更契約は、補正予算の議決・配当後になるため、十分に余裕を持ったスケジュールとなるよう発注者及び受注者で事前に協議すること。

(1) 歳出予算

ア 変更契約する当該年度分

増額変更に要する歳出予算が各部局内で確保できないために、補正予算が必要になる場合は、発注者から受注者にスライド協議の請求の可能性について適宜確認し、請求の可能性がある場合は、受注者からの請求前に主管課経理担当を通じて財政課と協議すること。

イ 翌年度以降分

各年度当初予算に計上すること。

(2) 債務負担行為

変更契約する年度において、当該年度分及び翌年度以降分の年割額について補正予算を計上すること

5 スライド協議の請求

(1) スライド協議の請求時期等

ア 発注者又は受注者によるスライド協議の請求時期は、3（3）ウによる。ただし、材料費の物価の変動のみで2（1）に該当する場合は、材料費の物価の変動分のみで請求することができる。

イ スライド協議の請求回数は、予定価格の算定に当たり国又は県が定めた労務単価を使用した場合は、直近の賃金水準の変更の日から次の賃金水準の変更の前日までの間に1回、それ以外の場合は、直前のスライド条項に基づく契約金額変更の基準日から12か月経過するごとに1回を基本とする。ただし、上記アのただし書きによる請求の場合は、これに限らず請求できる。

（2）スライド協議の請求方法

ア 発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（様式1-1又は1-2）により行うこととする。

イ 発注者は、基準日及びスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者へ通知する。（様式2）

ただし、請求日から7日以内にスライド額協議開始日の具体的な日を定めることができない場合、発注者は受注者の意見を聴いたうえで、様式2の「スライド額協議開始日」を「別途通知する」と記載することができる。

6 出来形数量の確認

（1）基準日における残業務量を算出するため、発注者は出来形数量の確認を行う。

出来形数量の確認は、発注課所の長が所属職員のうちから指定した職員が受注者作成の資料及び現場確認（現場で出来形数量の確認ができる業務の場合）に基づき行うものとする。

（2）出来形数量の確認は、業務の契約数量を示した仕様書等に対応して行う。

（3）現場搬入材料については、業務履行箇所に納入されたことを確認できたものは出来形数量として取り扱う。また、受注者と製造者又は販売者等との契約書にて材料契約完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

（4）契約数量のうち、完了していないが一部着手している部分については、出来形数量として取り扱う。

（5）受注者の責めに帰すべき事由により業務が遅延していると認められる部分については、増額スライドの場合は出来形部分に含め、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

（6）再委託企業による実施部分についてもスライドの対象とする場合は、出来形数量に再委託企業による実施部分であることを明記する。

7 スライド額の算出

（1）スライド額は、物価指数等に基づき、次式のとおり算出する。

ア 増額スライドの場合

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)] \quad (\text{ただし、} P_1 < P_2)$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表す。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：変動前残契約金額（契約金額から基準日における出来形数量に相応する契約金額を控除した額）（税込み）

$$P_1 = \text{変動前残業務における予定価格相当額} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

P_2 ：変動後残契約金額（変動後（基準日）の賃金又は物価等を基礎として算出した（ P_1 ）に相当する額）（税込み）

$$P_2 = \text{変動後残業務における予定価格相当額} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

イ 減額スライドの場合

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)] \quad (\text{ただし、} P_1 > P_2)$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表す。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：変動前残契約金額（契約金額から基準日における出来形数量に相応する契約金額を控除した額）（税込み）

$P_1 =$ 変動前残業務における予定価格相当額×落札率×（1＋消費税率）

P_2 ：変動後残契約金額（変動後（基準日）の賃金又は物価等を基礎として算出した（ P_1 ）に相当する額）（税込み）

$P_2 =$ 変動後残業務における予定価格相当額×落札率×（1＋消費税率）

- (2) P_1 は、予定価格の算定時に使用した積算単価を用いて算出する。
- (3) P_2 は、基準日時点の残業務に係る全ての単価を、基準日時点における発注者の積算単価を用いて算出する。積算単価が見積の場合は、再見積又は国若しくは県等の統計調査等による変動率を使用し算出する。なお、再見積で積算単価を算出する時は、予定価格の算定時の算出方法と同様とすることを基本とする。
ただし、算出に用いる諸経費等率を算出する計算式は、予定価格の算定時と同じ計算式とし、基準日時点で再計算する。
- (4) 賃金又は物価の変動による契約金額を変更する場合のスライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う諸経費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。
- (5) スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も、上記に基づき同様に実施する。なお、その場合の基準日における契約金額には、それまで実施又は確定したスライド額を含むものとする。
- (6) スライド額算定時の端数処理は、予定価格の算定時と同様とする。特に定めのないものについては、計算時に生じた1円未満の端数については四捨五入処理をする。ただし、消費税を算出する基となる価格については千円未満切り捨てとする。
- (7) 落札率の算出は、（当初契約金額（税抜））／（予定価格（税抜））とする。
- (8) 変動率の算出時の端数処理は、小数点以下第8位を四捨五入するものとする。

8 スライド額の決定

- (1) 発注者は、スライド額の算出後に協議書（様式3-1、様式4-1）により受注者とスライド額を協議する。受注者は、異議のない場合、スライド額協議開始日から14日以内に発注者へ承諾書（様式5-1）を提出するものとする。
なお、スライド額協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、受注者へ通知する。（様式3-2、様式4-2）受注者は、速やかに承諾書（様式5-1）を発注者へ提出するものとする。
- (2) 変動後残契約金額と変動前残契約金額の差額が変動前残契約金額の1/100を超えない場合、発注者は協議書（様式4-1）により受注者とその旨を協議する。受注者は、異議のない場合、スライド額協議開始日から14日以内に発注者へ承諾書（様式5-2）を提出するものとする。

9 契約金額の変更

- (1) 「7 スライド額の算出」及び「3 (3) イ 物価指数等」の記載事項に基づきスライド額を算出し、「8 スライド額の決定」に基づき、発注者と受注者との間で合意後に変更契約を行うものとする。
- (2) 原則として、スライド額の決定後、速やかに変更契約を行うものとする。
ただし、やむを得ない場合で、かつ受注者の合意を得た場合は、この限りではない。
- (3) スライド請求が複数回見込まれる場合は、その都度、次の請求日までに変更契約を行

うことを原則とする。

- (4) 発注者は、再委託企業による実施部分についてもスライドの対象とした場合は、受注者が再委託企業との契約金額の見直しなど、適切な対応を行っていることを確認する。

10 手続の流れ

手続の流れについては、業務委託に係るスライド条項の運用手順フロー図（別紙2）のとおりとする。

11 単価契約について

単価契約に関しては、次のとおりとする。

- (1) 「2 適用対象業務」(1)ウ は次のとおり読み替える。
ウ 入札時に定めた予定価格を基準日時点で再積算し、予定価格との差額が1/100を超えていること。
- (2) 「6 出来形数量の確認」については適用しない。
- (3) 「7 スライド額の算出」(1)「変動前残業務」は「予定価格」と読み替え、「変動後残業務」は「予定価格を基準日時点で再積算した額」と読み替える。
- (4) 「7 スライド額の算出」(6)ただし書きについては削除とする。
- (5) 「9 契約金額の変更」(2)は次のとおり読み替える。
(2) 原則として、スライド額の決定後、速やかに変更契約を行うものとする。
ただし、発注者と受注者との間で合意した場合は、この限りではない。この場合における支払いは、変更契約後に基準日からの追加分を支払うものとする。

12 その他

- (1) この基準において書面により行うこととされている提出等は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、その場合は、提出等の相手先に受領を確認した時点で提出等を行ったものとする。
- (2) この基準に定めるもののほか、スライドの取扱いに関し必要な事項は、発注者と受注者が協議して定める。

附則

この基準は、令和7年4月1日以降に公告等をする業務から適用する。

スライド額の算出方法について

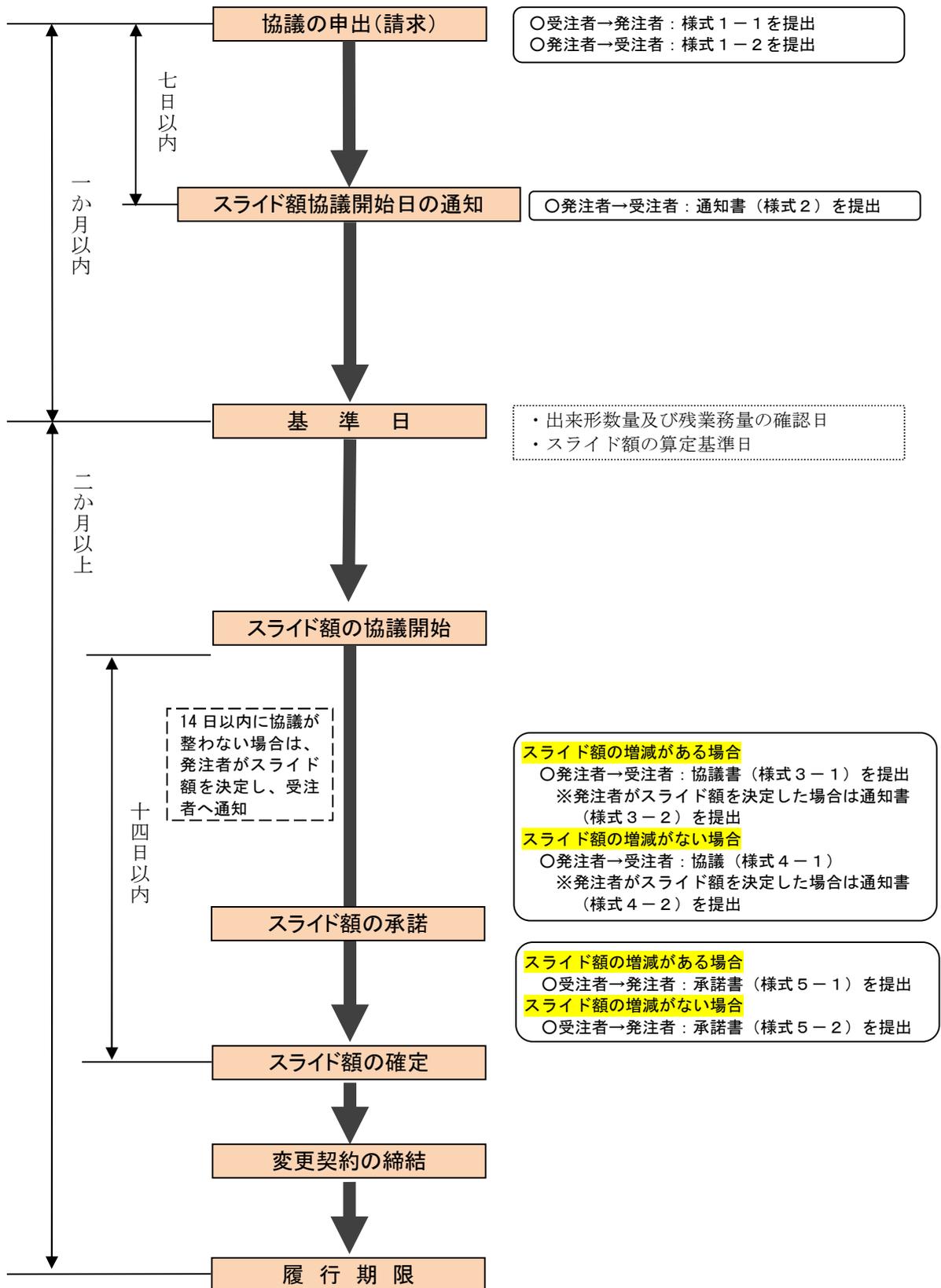
予定価格の算出方法別の、スライド条項の適用の可否及びスライド額の計算方法については、以下を基本とする。

予定価格の算出方法	適用可否	スライド額の計算方法
国又は県が定めた積算単価を適用	○	国又は県が定めた積算単価の変動率
国又は県が定めた積算単価を適用したが、最新の積算単価ではない	×	
積算単価が明記されている見積を複数者から徴取して適用 (数量が明記され又は見積内容に記載された事項から、単価を算出できる場合を含む。)	○	当初と同様に基準日時点で再見積し算出(変更見積は、受注者以外も2者以上徴取すること)
		再見積が困難な場合は、国又は県等の統計調査等による変動率を使用し算出
積算単価が明記されている見積を、業務の特殊性等から1者のみから徴取して適用(数量が明記され又は見積内容に記載された事項から、単価を算出できる場合を含む。)	○	国又は県等の統計調査等による変動率を使用し算出
	×	適当な変動率がない
国又は県等の統計調査等の結果を使用して積算単価として適用	○	国又は県等の統計調査等による変動率を使用し算出
単価が明記されていない又は1式の金額が示された見積を適用	×	

※国又は県等の統計調査等による変動率の例

- (労務費) 毎月勤労統計調査(埼玉県) 所定内給与(事業所規模5人以上、調査産業計)の変動率
- (材料費) 企業物価指数(日本銀行) 総平均の指数
- (労務費と材料費が混在) 企業向けサービス価格指数(日本銀行) 総平均の指数

埼玉県業務委託に係るスライド条項の運用手順フロー図



賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更に関する特約条項

第1条 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、契約金額の変更を請求することができる。

第2条 前条の対象とする費用等については以下のとおりとする。

費用	物価指数等	変動前の単価の適用年月	請求可能年月
●●費	●●の変動率	●年●月	●年●月

※ 適宜、行を追加すること。

※ 「変動前の単価の適用年月」は、予定価格算定時の単価の適用年月とする。

※ 材料費の請求可能年月は、「契約日以降」と記入すること。

※ ※で示す注意書きは公告等時及び契約時は削除すること。

第3条 発注者又は受注者は第1条の規定による請求があったときは、変動前残契約金額（契約金額から当該請求時の出来形数量に相応する額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残契約金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残契約金額に相応する額をいう。）との差額のうち変動前残契約金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

第4条 契約金額の変更額については、第2条に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者へ通知する。

第5条 前条の協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者へ通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合には、受注者は、協議開始日を定め、発注者へ通知することができる。

第6条 その他、必要な事項については、契約書及び「委託契約におけるスライド条項の運用に関する基準（埼玉県総務部入札課）」に定めるものとする。

※契約書への添付にあつては、別紙3は削除すること。（この注意書きも削除すること）